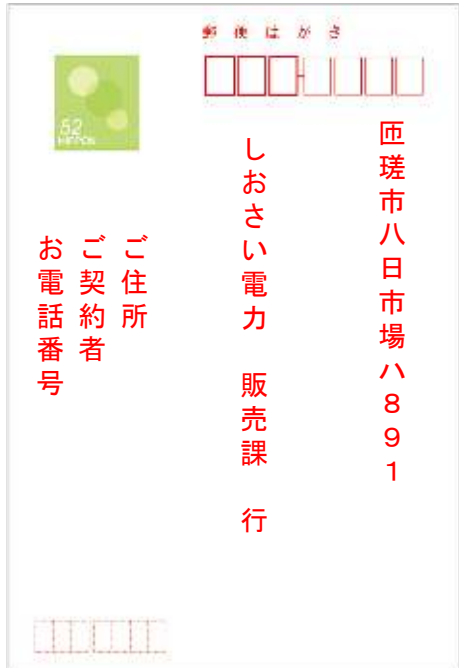


クーリング・オフのお知らせ

1. お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下図参照)により、無条件で申し込みの撤回を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
2. この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受けたまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地、または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、また威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。

下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛に郵送してください。

 <p>郵便はがき</p> <p>52</p> <p>お電話番号</p> <p>ご契約者</p> <p>ご住所</p> <p>しおさい電力</p> <p>販売課</p> <p>行</p> <p>匝瑳市八日市場ハ891</p>	<p>右記日付の契約は解除します</p> <p>商品名・役務の種類</p> <p>電話番号</p> <p>販売店住所</p> <p>販売店名</p> <p>契約日</p> <p>令和〇年〇月〇日</p>
---	---

1. 上述の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
2. その他、記入するものとしては、1 商品等の金額、2 支払った〇〇の金額の返金を要求する旨、3 振り込み先、4 既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入する。

〒289-2141 千葉県匝瑳市八日市場ハ891

株式会社しおさい電力

電話0479-70-0505

代表者 鷗澤 宜広